

第2回 甲賀市自治基本条例策定委員会 会議録（概要）

【日 時】 平成25年8月21日（水） 14時～16時20分

【場 所】 市民福祉活動センター

○出席委員：13名（委員総数15名）

小林委員、村上委員、山川委員、寺田委員、安達委員、黄瀬委員、大原委員、田村委員、橋本委員、増山委員、田中委員、三浦委員、馬場委員

オブザーバー参加：あいこうか・市民活動ボランティアセンター 宮治氏、大平氏

事務局：中島、清水、築島、川上

○次 第

1. 開会（市民憲章唱和）
2. 第1回会議録の確認について
3. 講話 テーマ 「自治基本条例の必要性と策定プロセス」について
4. 意見交換（ワークショップ）
5. 次回の内容について
6. 閉会

■ 1. 開会

○事務局

みなさま、こんにちは。日中の大変暑い中、また、何かとお忙しいところお集まりいただきありがとうございます。

定刻になりましたので、ただいまから第2回甲賀市自治基本条例策定委員会を開催させていただきます。

会議に先立ちまして、市民憲章の唱和を行います。

市民憲章につきましては、本日お配りしております会議次第の裏面に記載しております。

（市民憲章唱和）

○事務局

ありがとうございました。ここで一点お詫びがございます。自治基本条例策定委員会条例第6条に「委員会の会議は委員長が招集し、会議の議長となる」と書かれていますが、今回の委員会開催通知を委員長名でなく市長名でご案内しましたことをお詫び申し上げます。

それでは、会議の進行を小林委員長にお願いいたします。

○委員長

みなさん、あらためましてこんにちは。本日の会議ですが、前半部分は私からお話しをさせていただくこととなっていますが、後半はみなさんからいろいろなご意見を出してもらって、条例づくりにむけての第1歩を踏み出す、いってみればキックオフのような会議です。みなさんから忌憚のないご意見をどんどん出していただいて、いい条例を作っていけるよう、本日の会議の進行についてご協力よろしく願いいたします。

前回の会議では、みなさんに約30秒ずつで自己紹介をしていただきましたので、今日、初参加の田村委員から自己紹介をお願いしたいと思います。

○委員

田村と申します。前回は欠席して申し訳ございませんでした。私は平成22年度に仕事を退職し、現在は主婦をしています。平成24年度から佐山学区自治振興会の委員を、また、市の人材活性化事業プログラム作成検討委員会もさせていただいたご縁で、今回、自治基本条例策定委員会の委員に参加しています。よろしく願いいたします。

■ 2. 第1回会議録の確認について

○委員長

ありがとうございました。それでは、次第の2番目の第1回会議録の確認についてあらかじめ委員の皆さんに会議録を送付していますが、書類が届いたのが数日前ですので、全てに目を通されていないかもしれませんが、自分が発言された内容について誤字や表現で訂正するところがあればご発言いただきたいと思います。

○委員

16Pの私の発言が「情緒」となっていますが、「冗長」に直してください。

○委員長

他の方はどうでしょうか。では、17Pの私が発言したところで「体制」となっていますが、「大勢」でお願いします。もう一点私から申し上げます。19Pの上に書かれているところは会議録の修正ではありませんが、公開される時、つまりホームページ上で会議録が掲載される場合は、「個人名は省きますが、会議の資料としては〇〇委員というお名前が入った状態でみなさんにご確認いただく」と会議録に書かれています。これはどういうことかといいますと、もし、市へ情報公開請求があった場合は、個人名のある資料が存在しているため、皆さんのお名前の入った会議録が公開されることとなります。

○委員

何かと文句を言うような方は、発言者を追及してきます。ホームページへ個人名を掲載しないことは、個人への追及を避けることが目的だと思うのですが、この場合、情報公開請求がされるとなれば、発言者への圧力を避けるという、ブロックすることにならないのではないのでしょうか。

○委員長

傍聴を許可していますから、関心を持っている方が傍聴に来られた場合、どの委員が何を発言したのかということ特定できるので、そういう意味では一緒のことだと思います。情報公開請求があっても個人名を出さないようにしようとした場合は、そもそも個人名の入った確認用の会議録は作らないということになります。そうすると、会議録を確認するうえでどの部分が誰の発言なのかわからない状態になります。原案では情報公開請求があれば個人名は出ることになりますが、それは、傍聴に来られた方が誰の発言か確認することと同じになります。

○委員

名前を載せない目的は何だったのでしょうか。

○委員長

インターネット上に名前を載せない目的ですか。名前を掲載することまでは必要ないということではなかったのでしょうか。

○委員

どういう危険性が考えられるのか、これまでの事例も踏まえて教えていただければと思います。

○委員長

インターネット上で名前を載せたからといって襲われるようなことは殆ど無いと思いますが、検索すればすぐに名前が出る状態になっているのは抵抗を感じるのであれば載せないほうが良いと思います。名前を掲載しないことで委縮せずに発言しやすいことはあると思います。

○委員

第1回の会議でインターネット上では名前を載せないということで了解しましたが、情報公開等で発言者の名前が出てしまうのは避けたいと思います。資料用の会議録はA委員、B委員とすれば情報公開でも個人名は出ませんので、そういった工夫ができればと思います。

○委員

インターネットに個人名が載りますとどのような人が見ているかこちらはわからないことから、追及されることもあるだろうし、この会議以上のことをインターネットで流されてしまうといろいろな問題が起こることも考えられます。事務局としては誰が何を発言したのか当然、記録として残しておくべきだと思いますが、もし、追及目的のご質問等があれば、事務局が毅然とした態度で対応していただけたらいいと思います。以上のことから、インターネット上では名前の掲載は避けるほうがいいのではないのでしょうか。

○委員長

インターネット上は、前回皆さんが合意されたように、お名前が出ない形でいいということですが、問題は、会議資料用として出てくる会議録が名前付きの場合だと、情報公開の請求があった場合に出てしまうということです。ただ、違うのはインターネットでは匿名で誰が見ているのかわからない状況で、見ている方の責任が問にくいのですが、情報公開請求の場合だと、どこのだれが請求したのかわかりますから、責任も追及できるので、うかつなことは出来ないと思います。一定の歯止めがかかるのではないのでしょうか。

○委員

この委員会は条例に基づいて設置されている公的な機関です。公的な機関の会議録に誰が何を発言したのかわからない内容のものでは、委員会設置条例の本来の趣旨に馴染まないのではないのでしょうか。条例で設置が義務づけられているこの委員会の審議内容がつまびらかに皆さんにも誰が何を言ってどういう形で検討されたのかという過程がわかることが大事だと思います。会議録の作成が義務づけられたものではありませんが、公的な機関にもかかわらず会議録がないというのはいりえないことですし、また誰が発言したのかわからない会議録を作ること自体が趣旨に合致しないのではないのでしょうか。どう利用されるかについては、一部のクレーマー的な人が悪用するのはイレギュラーな事態だと思いますので、我々の会議録とし名前を載せるべきだと思います。

○委員長

書類としての会議録は、名前を載せる、インターネット上では載せないということですが、他いかがでしょうか。

○委員

情報公開が市役所に請求された場合、市役所として拒むことはできないのでしょうか。見せろと言われたら見せなければならないのでしょうか。

○委員長

基本的に存在している書類は、個人情報等で不都合が無い限り、全部オープンにするということですかね。

○事務局

個人の利益に損害を与える場合は個人情報を伏せて、その個所を黒く塗りつぶした状態で公開します。それ以外なら公開しますが、その場ですぐに公開するのではなく決裁を仰いだ上での対応となります。

○委員

個人に損害が被る場合ということですが、請求する側は個人に何か文句を言いたいので誰の発言かを確認するために公開請求をしてくると思います。その場合は個人に被害が発生するので、公開に対してブロックをかけることはできないのでしょうか。

○委員長

どういう場合に個人の不利益になるのか、具体的な話として、生活保護の申請をされた方がいるとして、誰が生活保護の申請をしたのか知りたい方がいる場合、個人の所得状況などは極めて個人情報なのでお名前などはオープンにできないこととなります。公的な会議での発言については発言者も責任がありますので、誰が発言しているかわかることが不利益になるというのはなかなか言い難いものです。発言をけなすことを目的としている方もいるかもしれませんが、純粹にどういう立場の方がどういう発言をされたか、どういう属性の方が発言されたのかを知りたいという方も中にはいらっしゃると思いますので、全部非公開とすることはできないでしょう。

そもそも、「どういう目的でこの情報を使いたいのですか？」ということまでなかなか問いただすことは難しいと思いますので、一般的に言うと、窓口で情報を出さない、ガードすると判断した場合は、審査会への請求となり、さらには裁判になることになってしまい、結局は他の自治体の情報公開の事例からするとオープンにすることになっていくでしょう。そもそも、会議が公開になっていて、傍聴が認められている時点で誰が発言したのかわかってしまう可能性があることは認識いただくしかありません。

○委員

策定委員会条例は議会が議決をし、我々はその議決された条例のメンバーに入っていることから、公的な会議なので会議録に名前を載せることは当たり前であって、自分の発言がA委員、B委員、C委員では確認する上で我々も困るし、また発言したことに責任を持たなくてはいけない。インターネットに関してはこのようなご時世でもあるので名前の掲載は避けた方がいいということで決まったのではないのでしょうか。

○委員

今回の場合、インターネット上では当然、名前を伏せた状態で「委員」という形での公開になりますが、情報公開として正式に請求があり、委員個人を誹謗中傷するという可能性についても考えなければならないことではありますので、個人に意見具申するというのではなく、事務局へ問い合わせさせていただくように整理してもらってはどうか。

○委員長

情報公開請求をされる方がいるとして、誰がどの発言をしたのか確認した後に、この発言をした委員が気に入らないので何らかのアクションを起こすという可能性は皆無ではないと思います。しかし、どの方が情報公開請求をしたのかわかりますので、我々も匿名ではなく自分の発言に責任を持たなければいけないですし、それが公的な会議のあり方なのではないでしょうか。この会議がどうこうというのではなく、情報公開というのはそういう性格の仕組みだと思います。

○委員

クレーム的な人に追究されないように発言に気を付けるということ、問題のない発言をするということですね。

○委員長

では、会議録の内容に戻りますが、表現の不具合などはないでしょうか。

○事務局

18Pの上にあります小林委員長の発言の最後の部分「では続いて議事の4点目、今後のスケジュールについて・・・」という表記が蛇足的なので、事務局の発言と、続いて小林委員長の「わかりました」の表現は大勢に影響ないということで割愛させていただきたいと思います。

○委員長

他はないでしょうか。よろしいですか。ではこの場で会議録について承認いただきますとホームページに掲載されるわけですが、今一度見直された中で気になる点がございましたら事務局へ申し出てください。

○事務局

会議録については以上ですが、策定委員名簿のホームページへの掲載についてご確認いただきたいと思います。

○委員長

名簿の公開についてですが、ご意見はございますが。

○委員

めったにないことかもしれませんが、クレーマーの方から誹謗中傷などの電話やいやがらせがあった場合、市がガードしてくれるなど対策は考えていただけるのですか。それともあくまで個人の問題として任されてしまうのでしょうか。

○委員長

基本的にいやがらせなどは犯罪ですので、警察による対応だと思いますが。特段、市として何かございますか。

○事務局

内容によっては対応させていただくことになると思いますが、問題が発生した場合は基本的には警察によるところだと思います。

○委員

無言電話でも精神的苦痛が生じますが、このようなケースでは警察は対応しないと思いますので、その場合、どこにも相談できないのではないかと心配します。自分の身は自分で守らないといけません、そうすると、言いたいことも言えなくなり、この会議への参加の意味が半減するのではないかと思うのですが。私もそんな事情だとは知らずに委員として会議に参加してしまっているので、例えば代理の方に出席してもらうことは可能ですか。

○委員長

我々個人として委嘱を受けているので代理を立てることは基本的にありえないと思います。委縮して発言できないことでもないとは思いますが、他自治体の自治基本条例の委員会でも誹謗中傷されて怖くて会議に出席できないことなどはこれまで聞いたことはありませんので、不安に思わなくても大丈夫ではないかと思えます。

○委員

コンプライアンス（法令順守）との関係はどうなのでしょう。

○事務局

市役所に法務室という機関があります。この法務室では、コンプライアンスに関して、例えば市に不当要求があった場合、対応できる体制となっています。また、もし、情報公開請求をする方が委員個人へ不当な圧力をかけているとなれば、県警から出向

されている職員がいますので、なんらかの対応は可能だと思います。法務室へも同じような事例があるか確認のうえ、委員の皆さんが安心してご発言できるよう、この案件については持ち帰りたいと思います。

○委員長

では今の件については事務局からあらためてお答えいただくということをお願いいたします。名簿の公開についてはよろしいでしょうか。

— 異議なし —

○委員長

それでは、次第の 2 番目まで終わりました。3 番目に進みたいと思います。3, 4 枚目の資料が私からお話しさせていただく内容ですが、残り時間が 1 時間 20 分程となりましたことから、本日のメインであるワークショップに時間を取りたいので、多少、端折ってお話いたします。わからないことがあれば今後の会議等でご質問いただければと思います。

■ 3. 講話 「自治基本条例の必要性と策定プロセスについて」

条例とは何か、その法的な位置づけのところをご覧ください。条例というのはまず簡単に言いますと、それぞれの自治体、甲賀市が処理していることに関して定めることができる、甲賀市の中だけで法的な効力を持つ、そういうものです。根拠法令は憲法 94 条や地方自治法第 14 条の「普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第 2 条第 2 項の事務に関し、条例を制定することができる」とあります。

それでは、どういうことが条例に書けるのかというと、義務を課したり権利を制限することが可能だということが地方自治法第 14 条第 2 項、3 項に書いています。自治基本条例で具体的に権利を制限したり罰則を科すことまではなかなかないとは思いますが、性格としてはそういうものですよということです。下の箇所をご覧くださいと、2 年以下の懲役若しくは禁錮、100 万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は 5 万円以下の過料を科すということが出来ます。自治基本条例でここまでやっている自治体はおそらく全国どこにもありません。

条例は誰が最終的に決定するのかというのが次です。それぞれの自治体で議員または長の提案に基づいて議会で議決されることとなります。今回の自治基本条例は市長さんが議会に提案されることになるだろうと思います。策定委員会は市長の諮問に応じ設置されていますので、市長さんが「自治基本条例を議会に提案したい。ついてはどのような自治基本条例の案を議会に提案すればいいかを考えてほしい。」という位置づけで、我々委員が集められたことをご理解いただきたいと思います。

なので、この会議でベストだという案を作成しても、最終的に市議会で承認されなければ条例はできません。

2Pにいきます。このあたりは法的な部分なのでややこしいのですが、国の法令で全く書かれていないようなケースで、それについては、条例で定めてもいいかというところ、法令の趣旨が規定をしないことにあると解される場合は条例で定めることはできませんが、規定しないことにあると解されない場合、例えば米原市の住民投票については国の法律に何も書かれていませんが、自治体がやりたければ定めていただいてもOKですよということです。

2つめは、法令に既に書かれている場合、法令の執行を妨げるような規定はあってはいけません。法令に反するわけですから。次、規制に関してですが、法令とは別目的で何か規定を加える場合、例えば道路交通で交通安全の観点からスピードを規制しますということは国が実施していますが、環境に負荷を与えるという別の観点からも我が市としては規定したいというケースです。一つの物事にいろんな側面がありますので、国から違う側面から規制していこうというのはありですね。

(3)ですが、国の法令と同じ目的であっても同じ基準でなければいけない場合とそうでない場合があります。全国一律で同じ基準のもの、例えば、選挙違反をした人への公民権停止については全国一律です。これを全国では5年を甲賀市だけが厳しくして20年間は立候補できないようにするといったことはできません。ところが、国の規制というのは最低限のレベルを定めたに過ぎないものもあります。例えば、琵琶湖の水を守るといった水質保全に関することは国よりも厳しい規制を受けるという場合です。国の規制と目的・方向性は一緒ですが、特殊事情のため海の規制よりももっと厳しくしないと水を守れないからという場合も条例で定める範囲です。

今後、具体的に議論していくうえで法令との関係性はその都度検討していくとして、基本的には法令に違反するようなことはだめですよ、でも法令の趣旨にあうものであれば、法令に上乘せすることもありですよということをご理解いただければと思います。

その下の大きな3番、前回、私が話した内容とほぼイコールでありますので、省きますけど、世の中が変わってきている、特に甲賀市の場合は市町村合併を経験していますので、それぞれ旧町ごとにカルチャーがあって、旧町では当たり前だったことが違うということがあられるわけです。自分たちのこれまでのルールが通じないことがあるときに、共通のルールを作っていきたいと思いますということが大きいと思います。ということで、次に4番、3Pですが、どんなことが具体的に自治基本条例に書かれるのだろうかということですが、前はさらっとした話をしましたが、少し細かくお話ししたいと思います。大きく言うと、まず、甲賀市はどのような方向に向かっていくのかということについて、市民憲章もまちづくりの理念ですが、市民憲章は詩的な表現となっていますので、もう少し具体的にどういった形で甲賀市として実現していくのかみなさんと協力しあって一人ひとりが尊重しあっていきたいと思います。それが条例になると落とし込まれていくのだと思います。

次に条例の位置づけです。当たり前なのかもしれませんが、先ほども議論になった

情報の公開や共有、知る権利、プロセスの透明性、説明責任などバランスの問題ではありますが、どう書いておくかは大事になってくるかもしれません。この会議自体も皆さんに参加いただいてやっているわけですが、これからの市政は市民参加で運営していきましょうということもルールとして書かれている自治体が多いです。

あと、市民というのはどこまでを指すのかということは自治体によって異なります。市民の定義というのは意外に違います。法律上の市民というのは該当する市に住民票がある人のことを言いますが、理念条例ですので自治基本条例の場合は、住民票はここになくても仕事や学校で甲賀市にいられている方にも一定の役割・責任を担ってほしいこと、あるいは、個人という人ではなく市内にある企業・法人・団体にも担ってもらうことを位置づけるケースもあります。よく議論されるのですが、外国人市民の方について、税金は払っているけども、有権者ではないのですが役割や責務、権利みたいなことをどう書くのかということは難しいところかもしれません。

3番目ですが、市長さんから諮問をいただいた中にもありましたように、市民・議会・行政それぞれの役割を書いてほしいとなっています。議会の役割は議会条例のこともありますので、あまり書きすぎると、議会に通りにくくなってしまうことも考えられますが、市民・行政の役割は書いていかないといけませんね。我々市民はどういう役割を果たすのか、役所は何をしてくれるのか。市民と役所の役割分担とは何なのか。税収も右肩上がり順調だった時代では、役所に「あれやってくれ、これやってくれ」と要望し、役所も「今年はできませんが、来年はやります」と言っていました。今はそういう時代ではありません。これをやる代わりに、こっちはやらなくていいかということをしていかないとお金もたないですよ、きっと。役所に任せきりではなくて、市民としてやらなくてはいけないこととは何なのか、最低限役所にやらわなくてはならないこととは何なのかというものの考え方、仕分けのルールみたいなことを条例に書いてあるほうが今後、透明な行政が期待できるかもしれません。

4番目、そうすると、市民と行政との役割分担、協働ということがこれから大事になってきますので、そのあたりのルールはきちっと細かいことも書いておきましょうということになります。例えば、皆さんも策定委員として委嘱されました。今後、大事な条例や計画を作っていく場合はいつもこういうスタイルで決めていくのか、今回はたまたまなのか、というのはルールとしてあった方がいいですよ。あるいは、市民との役割分担でいくと、いろんな施設が今、指定管理として運営されていますが、この場合はどういうものは市民がやっていくのか、この時の契約というのはどういうありかたでないといけないのかということも考えていかなければなりません。

この会議以外での局面でパブリックコメントやタウンミーティングにどういったスタイルで市民の意見を行政に反映していくのかというルールも必要かもしれません。

5番目は、行政本体、役所の運営ルールです。条例を作ることは、一方で役所を縛ることになるわけです。必ずこういうことをやりなさいといった役所の経営の仕方

として行き当たりばったりではなく、ちゃんと PDCA でやりなさい、補助金というのは惰性で出し続けるのではなく、効果があるところにだけ出しなさい、市民で困っている方がいるなら苦情の救済についてルール化していきましょうといったことを書いていくケースもあります。あまりこういったことをたくさん書こうとすると役所の方は嫌がるかもしれませんが、逆にルール化されて役所を縛っていくことは市民にとっては安心でわかりやすい、頼もしい役所になっていくのかもしれませんが。

最終ページにいきましょう。今、いろいろと申し上げましたが、自治基本条例というのはモデル条例がございません。どこかの条例を持ってきてそのまま名前だけを書き変えるという筋合いのものではありません。自治体によって書かれている内容に幅がありますので、甲賀市にとって一番使える条例にしていくことが求められます。では、どういうことを考えたらいいのかと思われているかもしれませんが、次のワークショップにつながっていくのですが、まず皆さんが日頃活動されていて困っていることや戸惑っているといった壁みたいなものとは何なのか。そこに、もしかするとルールを作らないといけない理由があるかもしれない。例えば、地域で一生懸命活動しているのにみんなが冷めていて協力してくれない。市民はまちづくりに協力しましょうというのは目標というか理念・努力義務かもしれませんが、書いておけば「条例に書いているからみんな協力しようよ」と一つの根拠として使いやすくなります。何も根拠がないよりはここに書いてあるということと言いやすくなります。また、戸惑うことと言えば、旧町でしきたりが異なっていて人と自分とは違うことがあるとすれば、どういうやり方でこれからやっていくがよいのか。お役所言葉が理解できない、役所の人はずっとわかりやすく説明してほしいということもルールとして書いてある方がいいでしょう。

そういうことで、まず今日は困っていること、戸惑わされていること、壁は何でしょうということを挙げてみて、ルールにすることである程度解決できるのか、どんなことがルールとしてある方がいいのか、ということはこの先考えていくきっかけになるといいのではと思います。

最後 5 番ですが、どんなプロセスで自治基本条例は作っていくのか、実は自治基本条例策定のプロセス自体が一番大事なのです。この自治基本条例に書かれる理念を実現していく実験場・実践の場なのです。皆さんが今回、条例を作ります。いろんな立場の人がいろいろな意見がありますが、みんながお互いに意見を出し合ってぶつけ合いながらも、一つのものを作っていくことが今後のモデルになります。甲賀市はこうやって物事を決めて、行政を進めていくという一つのモデルケースになるのです。なので、ここでしくじるとみなさん、責任は大きいですよ、後で。甲賀市ではこのやり方は馴染まない、住民参加はなしとなりかねないので、是非、成功させていたいただきたいです。

これからは、いろんな話し合いをしていくのですが、相手の発言をお互いに尊重しましょうとか、オープンにしていきましょうとか、プロセスも透明にしていきましょ

うとかわかりやすい説明を心掛けましょう、そういう中で自分の果たすべき役割、責務は何なのか、どうすればより多くの市民の皆さんの意見をうまく反映できるのかそんなことを考えながらみなさんが条例づくりをしていただけるといいものができるのではと思います。

非常に駆け足で20分程ご説明をしましたが、まだなんとなく頭の中がぼや～んとしていますよね。日頃、こんなことで困っているということを挙げて行って、みなさんで議論していく中で、ぼや～んとしたことが少しずつ固まっていくのかなと思いますので、徐々にみなさんが議論していく中で、理解が深まっていけばいいと思います。とりあえず、講話は終わりにします。何か今のところで質問や聞きたいことはありますか。

○委員

自治基本条例にはモデルがないとおっしゃっていましたが、我々としてはイメージがつかめないのが、例えば他の自治体の条例をいくつか資料としてご提供いただけないでしょうか。

○委員長

私の思いとしては、そういうやり方はしたくないです。サンプルを見ようと思えばインターネットで他の自治体の条例を集めることは可能ですから、みなさんが自由に集めていただくことは一向に構わないです。しかし、私が事例をあげますと、どうしてもそれに引きずられてしまい、その条例がいいので使いましょうということになりがちです。これは皆さんの内発的な問題意識に基づく条例と離れてしまうので、ある程度こういうものが欲しいということやこういう内容を載せたいという場合には、このように書かれていますよという風にお見せすることはできますが、最初にこういうものを作りたい、こういうことがあればいいなという思いがはっきりしていないうちにサンプルを出すことは私の立場としてはしたくないというか、するつもりはないというか、そんな考えです。

○委員

わかりました。インターネットからサンプルを確認し、イメージをつかみたいと思います。もう一点ですが、3Pの4の2)について、外国人の方や人権感覚について書かれています、このことは利害関係が働くのではないかと思います。例えば、外国人の方の選挙権のことや、また、日本人も外国人も人権的視点から同じだと言われますが、外国人や人権関係の団体を意識することで通り一遍等の議論にならないか心配しています。

○委員長

そういう議論になった時に、それぞれの立場の意見があると思いますし、関係者が傍聴に来られる場合もあります。しかし、そういう方がいるからと言って圧力に屈して発言をしないということは何のための委員なのか、どんな圧力があつたとしても言わなくてはいけないことは発言するということが委員としての責任だと厳しい言い方ですが私は思います。どんな議論になっていくかは、そのような議論は不要とみなさんが思うのであればしなくていいですし、きちっと考えていきたいということであればしっかりと議論していただければと思います。今後、どういう内容が議論の中心になっていくかは皆さん次第ですし、それこそ方向付けするのはおかしいので、交通整理することが委員長の役割ですし、あまり誘導したくないということです。

○委員長

他にはございませんか。ないようですので、残り時間あと50分程になりましたが、今日のメインであります意見交換、ワークショップを宮治さんと大平さんにお手伝いいただいて、意見を出しあう中で条例づくりのきっかけにさせていただきたいと思えます。最後に5分ぐらいで発表と次回のお知らせの時間が必要かと思えますので、15時55分を目途にワークショップをお願いいたします。

■ 4. 意見交換（ワークショップ）

テーマ：「活動をしていて困っていること、壁を感じていること。市になって（合併して）戸惑っていること」

◆◆◆ 2つのチームに分かれてワークショップ（50分） ◆◆◆

《1班》

・ 山川委員、寺田委員、大原委員、橋本委員、増山委員、馬場委員

《2班》

・ 村上委員、安達委員、黄瀬委員、田村委員、田中委員、三浦委員

○委員長

どちらのチームから発表するかジャンケンをしましょう。

○委員

9つのジャンルにわけさせていただきました。「高齢者」、「女性」、「合併の効能」、「地域伝統文化」、「コミュニティ」、住民参加にかかると「参加意識」、「行政に物申す」これは甲賀市、滋賀県、日本国について大所高所からご意見をいただきました。「活力の低下」は地域のことなどです。

高齢者については、少子高齢化といわれるように高齢者が多くなったということと、少子化で高齢者の方が苦勞されるようになってきているという心配が書かれていま

す。女性については、参加が低いこと、男性の理解が薄いこと、女性のリーダーを育てなければいけないことなど、女性がもっと表に立って頑張ってもらいたいという意識の表れなのではないかと思います。甲賀市の合併に対する効能ですが、効能はくすりと同じで悪い効能はありませんのでいい効能がでなければ本来いけません。行政が遠くなってしまった、5町の統一は何だったのか、各種団体は旧町で存在していたのが甲賀市で団体が一つにまとまったので旧町で懇親会がなくなり、寂しくなったなどあります。ある町は損をしているというのはどの町なのでしょう。他には旧町のエゴがある、垣根があるなどです。地域の伝統文化ですが、山の守りのこと、それから地域の特性があるにもかかわらず、十分に活かされていないこと、住民の質や文化が異なる点があります。コミュニティでは地域のことが隅々まで伝わっていない、隣近所の人や地域の住民が誰かわからない、あるいは、近所づきあいが少なくなってきたなど、昔は多くの家族がいたので近所づきあいもできたけれども、少子高齢化・核家族化で家同士のつながりがだんだん薄くなってきたという寂しいコミュニティについてのことが書かれています。それから参加意識については住民参加、行政への参加、行事への参加など参加にもいろいろあるのですが、役員だけの活動になってしまっていることや、同じ人しか参加しない、一部の人に任せておくと他の人は冷めた目でみていることなど、要するに団体活動に対して周りが協力的であってほしいという願いがここに込められているのではないかと思います。私たちは自分たちのために活動しているのではなく、みなさんのためにという熱い思いが住民の皆さんに伝わっていないという悩みではないかと思います。また、一つだけ貼ってありますが、企業が少ないというのはとても大事なことのひとつだと思います。学校を卒業してから働く場がないために市外へ出なければならないという悪循環を繰り返すことは、少子高齢化の一因になっていると思います。働く場がないために高校、大学を卒業しても外に出なくてはいけないという宿命を背負っている、その宿命の中で企業が少ないということが言えます。企業が少ないということは次の行政に物申すの分野にも該当すると思います。行政に物申すのところは、大所高所からのご意見をいただいたところ、鉄道が少ない、交通体系が不便、警察官の不足、物価が高いとか低いとか、笑顔が少ないのはなぜ行政の責任なのかというのがあります。コネやゴネが生き続けている、若者の遊ぶ場所が少ないなどです。それから、市役所の支所機能をもっと多機能化してもらいたいというのは、住民から近いところで市民の願いや思いが実現できる形にしてほしいという意味だと思います。上から目線というのは国なのか、県なのか、市なのかわかりませんが、してやっているという意識があるのではないかと思います。活力低下については、いろいろなジャンルがあると思います。個人商店が少ないことや商店街が危ないこと、住民の間でシニシズムが蔓延している、やっていることが他人事のように冷めている、まちに子どもが少ない、昼間は若者が少ないなどです。活力が低下していることに対する危機感がこの言葉に表れているのではないかと思います。以上で説明を終わります。

○委員長

ありがとうございました。16 時を回っていますが、次のグループの発表をお願いします。

○委員

一番の問題は国家観の欠如で、日本人としての誇りです。それから地域格差ですが、市町村合併によって本庁が水口と甲南に移ったことによって、それ以外の地域にお金が回らなくなった、商店街がさびれたなど、地域格差が出るようになりました。また、行事なども水口中心になってしまい、和太鼓サウンドは甲賀町で実施しましたが、ござれ GO-SYU! はもともと甲賀町で開催されていたものが水口で実施することとなり、寂しい感じがします。行政サービスはこれまで役場を中心に手厚かったものが合併したことで遠のいたような気がします。次に自治振興会ですが、どうしてもやらされ感のようなものがあって、なぜ必要なかと自治振興会という組織の認知がまだ地域に浸透していないと思います。水口はこれまで学区で運動会などされていましたが、学区で行事をしていなかった地域もありますので、地域の温度差が残っていると思います。自治振興会と区長会との役割分担が明確になっていないので、この自治基本条例で整理ができればと思います。それから資金不足について、いろんな活動団体に対して予算が確保されにくくなっていることで、市民活動団体にとっては資金繰りに苦勞をされていることや、社会福祉協議会に対しても補助金が減らされて困っているということで、ボランティアで活動されている方も自分たちの人件費を捻出することに苦勞されているということです。人材不足という点では、少子高齢化で若者が都会へ働きに出ていると地元の役員などを担う人が不足し、小さい集落だと一人でいくつもの役を兼務しないといけない状態になってきています。民生委員児童委員などなくてはならない役職への人材も不足しているということです。それから、何かをやろうというやる気の減少などがありますし、神社仏閣や伝統行事の継承や地域の奉仕活動についても高齢化に伴い人材が不足しています。行政に物を申す点は機構改革をしてもそのメリットが我々市民には見えにくく、何のための機構改革なのかがわかりません。それから協働についてですが、市民はまだ市にやってもらおうという意識を持っており、行政におんぶに抱っこという考え方をしている人が多いことから、自分たち市民も汗を流していかなければならないこと、協働で取り組む必要性がわかっていない人が多いと思います。また、市民活動団体は自分たちの活動をいろんな人にわかってもらうために宣伝する場を支援してほしいということです。例えば、市の広報誌に掲載できないか尋ねるとあまりいい顔をされなかったということです。そういうこともこれから行政が市民活動団体を支援していくうえでこの条例にルール化できたらいいのではと思います。以上です。

○委員長

ありがとうございました。いろんな論点が出て少し時間が足りなかったかもしれませんが、例えば地域の伝統やコミュニティなど伝統を守るという課題のために、旧町単位であればこれまで町がしていたけどもやらなくなってきているために、それならもう少し小さなコミュニティ、学区などの問題を解決していくための仕組みはどうあるべきなのか考えていかななくてはならないと思います。それは自治振興会なのかもしれないけれども、自治振興会と区との関係がまだ整理できていない。それなら条例にどう書いていけばいいのかというのがひとつ提案としてあります。

それから関連しますが、担い手の問題が出てきました。人材不足、参加意識が低いなどは市民の責務として自分たちの地域は自分たちで支えていこうというのは理念かもしれないけれども書いていくことも必要だろうし、もう少し踏み込んで、例えば女性や若者の参加を促すようなことも書いていったほうがいいかもしれません。

行政に物申すという漠然としたものがありました。もう少し掘り下げていく必要があるでしょうね。例えば甲賀市だけではどうにもならないような話も当然あるわけですが、甲賀市の行政の在り方として格差がでてきていることについては本当に市町村合併のせいなのかどうか。説明が関心を持っている人にも十分に行き届いていないとするならば、市の行政の在り方についてももう少しわかりやすい説明をしてくださいということになっていくのかもしれませんが、あるいは補助金の出し方、資金の問題がよくわからないなど、本当に必要なところへお金がいくようなルールが必要だということかもしれません。協働や資金について行政に対することはもう少し掘り下げて議論していくと、どういった仕組みが必要なのか出てくるかもしれません。

■ 5. 次回の内容について

それでは項目の5番目、次回の内容について、今日、みなさんにお話ししていただきましたが、こういった作業が初めての方もいたかもしれないし、時間が足りなくて十分には自分の思いを伝え出し切れなかった方もいるかもしれません。次回はまたワークショップをしますが、市の職員の方にも入っていただいて、皆さんのそれぞれの立場と、一方で職員はどう思っているのかということも含めて意見交換、ワークショップをしていきたいと思います。今日はみなさんがお困りになっていることを出してもらって、今後条例に生かしていく、入れていくためのヒントになったと思います。次回は甲賀市の強み・弱みなどを考えていきたいと思っています。今日出た意見と重複することもあると思いますが、強みというのは伸ばしていきたいですよね。もっともっと今やっているいいものは活かしていこうという部分です。弱み、これは克服していかななくてははいけません。それこそ今日出てきました担い手不足や山が荒れてきているというのは弱みかもしれません。予算が削減されて活動が思ったようにできませんというのも弱みでしょう。こういった強み・弱みという切り口から条例に何が必要かというヒントを出していきたいと思っています。次回の日時は9月3日の15時

から、場所はサントピア水口の共同福祉施設です。またご案内が地図もご用意いただいたうえで届くと思います。では、次第の内容は以上です。時間が超過して申し訳ございませんが、この際なのでここまでを通して一言これだけは言っておきたいということがみなさんの中でおありでしょうか。よろしいですか。それでは第2回の策定委員会は以上ということで事務局にマイクをお返ししたいと思います。

○事務局

委員長、進行についてお世話になりありがとうございました。委員の皆さんも熱心に話し合っていていただきありがとうございました。閉会にあたりまして地域コミュニティ推進室室長の中島からご挨拶を申し上げます。

■ 5. 閉会

○室長

本日は時間が超過しましたが、熱心にご協議いただきありがとうございました。次回は市の庁内作業チームも入らせていただきます。いろんな方面からでてきますのでワークショップでとんちんかんな話が出てくるかもしれませんが、委員長、ワークショップの内容はインターネット上で紹介するのでしょうか。

○委員長

出された意見については誤字脱字もあるでしょうから、表現の修正など整理をしていただきます。2つのチームにわかれてこのような意見が出ましたというのを会議録に載せないと、ワークショップやりましただけでは何のことかわかりませんので、それは出る形になると思います。次回、市の職員が入っていただくワークショップも同様です。

○室長

ということで、行政に物申すに全ていろんなところに直結してくるというところもありまして、職員もここへ入らせていただくことで、いろんな勉強をさせていただきながら進めさせていただくことができるのではと思っていますし、そういった目で皆さんも進めていただければと思います。私どもも情報公開の件について今までの事例等を整理しお示しさせていただきます。プロセスが大事ということで、目指すところは市民憲章にありますように、「みんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市」を目指しておりますので、皆さんからの忌憚ない意見を出していただいてより良い条例ができますようによろしくお願い申し上げます。

○事務局

次回はサントピア水口、共同福祉施設となります。ホームページではこの甲賀市市

民福祉活動センターとなっていましたが、この場所では職員との合同のワークショップや傍聴席の確保もスペース的に難しいので変更させていただきます。またあらためて会議の案内を送らせていただきますのでよろしくお願いいたします。本日は長時間ありがとうございました。